

令和 8 年熊本地震にかかる授業料の減免について

令和 8 年熊本地震の被害によって特に経済的な支援が必要となった学生を対象に、2026 年度後期授業料の減免を行います。

※申請者は減免の採否が決定するまでの間、原則授業料の納付が猶予されます。

1. 減免対象者

原則として災害救助法適用地域において、次のいずれかの要件に該当する学生

- ① 令和 8 年熊本地震により、本人または主たる生計維持者の住居が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊した場合
- ② 令和 8 年熊本地震により、本人または主たる生計維持者の住居が床上浸水した場合
- ③ 令和 8 年熊本地震により、本人または主たる生計維持者の住居が全焼または半焼した場合
- ④ 令和 8 年熊本地震により、主たる生計維持者の死亡・長期療養・失業・行方不明等で授業料の納付が困難な場合

※災害救助法適用地域については、内閣府 HP で確認してください。

2. 減免の内容

2026 年度後期授業料の全額免除

3. 提出書類

1. 減免申請書
2. 下記の書類①～④のうちいずれか 1 点（必須）＋⑤（任意）
 - ① 罹災証明書
 - ② 医師の発行する診断書
 - ③ 災害による離職、解雇、倒産が分かる書類
 - ④ 行方不明であることを証明する書類
 - ⑤ その他罹災状況が客観的に認められる書類等

4. 申請期限

2026 年 10 月 30 日（金）

※証明書提出に時間を要する場合は、学生支援班までご相談ください。

5. 提出・問い合わせ先

学生支援・教育グループ 学生支援班

※提出は持参・郵送のどちらでも可。

Email: gakusei@office.kobe-cufs.ac.jp

〒651-2187 兵庫県神戸市西区学園東町 9 丁目 1